

## ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権と領土を武力で侵害する行為で、国連憲章と国際法に違反し、国際秩序の根幹を揺るがすものである。

また、ウクライナ国内においては、子どもを含めた多くの人命が奪われており、このような侵略行為は断じて認められない。

さらにプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、核被爆国として厳しく非難するものである。

西会津町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時完全撤退を求める。

以上決議する。

令和4年3月15日

福島県西会津町議会